

国民の一挙手一投足を監視し丸裸に

— 高度情報化社会における国民総背番号制 —

□安倍政府は3月22日の衆院本会議で、「将来的な、個人番号の幅広い行政分野や民間での利用につきましては、この法律の規定に基づき、国民の理解を得つつ、適切に対応してまいります。」とはつきり述べました。法施行後三年を目途に、税と社会保障のみならず、医療情報や教育、金融機関等での共通番号の利用を検討・導入するという狙いを鮮明にしたのです。

□つづく3月27日の衆院内閣委員会において、政府はくりかえし次のような発言をおこないました。

「医療などの分野での番号制度の導入を検討したい」（唐澤・厚生労働省政策統括官）

「金融機関ですとか、あるいは、電気、ガス、水道みたいなものにつきましても検討されることは十分想定される」（向井・内閣官房内閣審議官）

「民間における活用も視野に入れて、マイポータルを活用した各種措置につきまして検討する」（西村・内閣府副大臣）

□政府は、治安対策を強化するために、共通番号制度を「刑事事件の捜査」に利用することも法案に明記しました。

また、新設するとされている「特定個人情報保護委員会」の権限について、「刑事事件等につきましては今回この委員会の権限が及ばない」（向井）と同委員会においても明言しました。警察が、共通番号制度を利用して、「刑事事件の捜査」でどのような個人情報を入力し利用したのかは全く秘密とされるのです。

□国民への徴税を強化し、また社会保障を抑制・削減するために、そして同時に、国民を監視するために、国家があらゆる個人情報を一元的に管理することは、決して認められません。

法案の条文に、あらゆる行政分野と民間で共通番号制度を利用しようとする安倍政権の狙いが、はつきり示されています。

「基本理念」を示した第三条

「個人番号…の利用に関する施策の推進は…社会保障制度、税制及び災害対策に関する分野における利用の促進を図るとともに、他の行政分野及び行政分野以外の国民の利便性の向上に資する分野における利用の可能性を考慮して行われなければならない」

「…行政事務以外の事務の処理において個人番号カードの活用が図られるように行われなければならない」

「…社会保障制度、税制、災害対策その他の行政分野において、行政機関、地方公共団体その他の行政事務を処理する者が…情報提供ネットワークシステムの利用の促進を図るとともに、これらの者が行う特定個人情報以外の情報の授受に情報提供ネットワークシステムの用途を拡大する可能性を考慮して行われなければならない」

附則六条

「政府は、この法律の施行後三年を目途として…個人番号の利用及び情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の範囲を拡大すること…法律の規定について検討を加え…所要の措置を講ずるものとする」